

### 【都立学校の教室等の温度検査について】

- 1 都教育委員会において、都立の各学校における教室等の温度検査について報告を受けていますか。学校ごとに異なる場合は、複数選択してください。
- 2 都立学校数と、そのうち令和5年6月から9月までに最上階の教室等で温度検査を実施した学校数を教えてください。
- 3 夏季の教室等の室温上昇について、教育委員会としての対応状況を教えてください。

### 【回答】

都立学校においては、学校保健安全法等の規定に基づき、学校薬剤師が毎学年2回、教室の温度等を測定しており、その結果に応じて、校長に対し、空調設備を利用し教室内の温度を適切に管理することなどの必要な指導及び助言を行っているものと認識しています。

また、都立学校は、教室の温度等の基準を定めた「学校環境衛生基準」に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、設置者である都に対し、その旨を申し出ることとされています。

温度の測定に当たっては、各階1以上の教室等を選び、検査を行うこととされています。令和5年度は、教室の温度について、適正を欠き、必要な措置を講ずることができないため、都に対し申出のあった事例はありません。

なお、都立学校には、既に全校で空調設備が設置されております。